

# 「桜の郷」東側地区住宅事業用地の一部の都市計画の変更に関する住民説明会を開催します

日時：平成25年8月20日(火) 午後7時～  
会場：茨城町役場(茨城町小堤1080) 2階会議室

やさしさのまち「桜の郷」は、茨城県が事業者となり、医療・福祉・健康増進・生きがいづくりなどの機能を備えた「ひとにやさしいまちづくり」のモデルとして整備を進めている地区です。

現在までに、高度医療機関である水戸医療センターを中心に、福祉施設、保育施設、県営住宅が立地しているほか、このほど茨城県赤十字血液センターの立地が新たに決定しました。また、生活利便施設用地には来年春に商業施設の立地が決定しております。

今回の都市計画の変更は、東側地区の住宅事業用地(約11.3ha)のうち、都市計画道路下郷大山原線の沿線約4.5haの用途地域の変更(「第一種低層住居専用地域」→「第二種住居地域」)を予定しております。

## 「桜の郷」東側地区土地利用計画図



【問合せ先】  
町都市建設部都市建設課  
☎240-7115 (直通)

## 木造住宅耐震診断士派遣希望者の募集について

～～ あなたも住宅の耐震診断を受けてみませんか? ～～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、茨城町においても地震により甚大な被害があり、住宅建築物の耐震化は、自身の生命や財産を守るとともに被害の減少対策として非常に重要です。

町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的とし、「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。耐震診断費用は助成制度を活用し、自己負担2,000円です。(※派遣決定後に納入していただきます。)

また、今回の一般診断は震災による被害状況を診断するものではありません。診断結果は災証明に関する調査および地震保険の損壊調査には使用できません。

### 1. 申込書の配布及び受付

- 申込書の配布及び受付場所(※申込書は、茨城町のホームページからもダウンロードできます。)  
茨城町役場 1階 都市建設課(11番窓口)
- 申込書受付期間  
平成25年8月1日(木)から平成25年10月31日(木)まで  
【土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分】

### 2. 申込み者の資格

次の「対象となる住宅」の所有者で、町税(町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納がない方

### 3. 対象となる住宅

- 次の要件のすべてに該当すること。
- 木造建築物で在来軸組構法により建てられたもの。  
(※プレハブ(工場生産住宅)、ツーバイフォー、丸太組工法等で建てられた住宅は対象外)
  - 一戸建ての木造専用住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
  - 昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築確認申請を受けて建築されたものに限る。
  - 東日本大震災により被災した住宅で、災証明が全壊・大規模半壊・半壊以外であるもの。

### 4. 募集戸数 10戸 (※募集戸数を超えた場合は、抽選により決定します。)

### 5. 派遣決定方法等

申込み者の資格・対象となる住宅を調査のうえ、派遣決定通知又は派遣しない旨の通知を送付します。なお、募集戸数を超えた場合は、抽選により決定しますのでご連絡いたします。(派遣決定通知は、派遣する診断士が決定後に送付いたします。)

### 6. 調査方法等

- この事業の耐震診断は、(一財)日本建築防災協会の定める一般診断であり、あくまでも耐震補強が必要かどうかを判定するものです。(精密診断や耐震補強工事の設計ではありません。)
- 建築士等の専門家(県に登録されている茨城県木造住宅耐震診断士)があらかじめ日時を調整のうえ、ご自宅の調査に伺います。その際、外回りのみならず、間取り図を作成するために室内にもお邪魔します。また、筋かいの接合部等の確認のため天井裏や床下等も見るとともに、あらかじめ荷物等の移動を行っていただきます。

### 7. その他 「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは、都市建設課の窓口にて配布しています。

### 8. 問合せ先

茨城町役場 1階 都市建設課(11番窓口) ☎240-7115

### ◆ 悪徳セールス等にご注意下さい!

- 町では、申込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。この派遣事業を名乗る悪徳セールスも予想されますので、十分に気をつけてください。
- 耐震診断のため診断士が訪問する際は、「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯・提示する事になっています。また、診断士より費用の請求や補強・改修工事の勧誘をすることはありません。